8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎
札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号011―280―6001

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

公　示　送　達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
東京都中野区上鷺宮５―29―５―309	禹　貞雅	ＰＣＴ／ＪＰ2014／75761（特願2016―548527）	出願却下の処分の謄本
石川県鹿島郡中能登町井田80―２	宿谷　一郎	意願2016―009904	拒絶査定の謄本
愛知県名古屋市東区白壁３丁目20―22	長田　祥代	商願2016―071093	手続補正指示書
神奈川県大和市中央林間５―13―16―404	源泉とらふぐ研究所	商願2017―025602	出願却下の処分の謄本
神奈川県大和市中央林間５―13―16―404	箱根ワイナリー（青山学院大学同窓会幹事　佐伯　慶洋）	商願2017―025605	出願却下の処分の謄本
奈良県奈良市北半田西町18―５　リッツＴ　106号室	▲高▼見友恵	商願2017―027467	拒絶理由通知書
東京都大田区上池台３丁目12番６	折瀧　浩二	商願2017―103770 商標登録第500128516号	手続補正指令書（方式） 却下理由通知書
オランダ国6951・ケイエル・ディーレン、カナールウェッグ・24	ヴィタトロン・メディカル・ビー・ヴィ	取消2016―300811	審決書謄本
香港　カオルーン　クントン　シングイップ　ストリート　ナンバー　15―17　シング　ウィン　ファクトリー　ビルディング　ルーム　314	スウィッチイージー　リミテッド	取消2017―300396	審判請求書副本
アメリカ合衆国，カリフォルニア州　94025，メンロパーク，スイート　201，ウィロウ　ロード　1350	パノ　ロジック，インコーポレーテッド	取消2017―300540	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成30年２月16日　　特許庁長官

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年２月16日
契約担当官
国土交通省航空局長　蝦名　邦晴

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、当局が設計した飛行方式が国際基準に準じた品質を保証するために飛行方式設計システムに対して行われるものであり、当該システム及び設計に必要なデータに係る保守を実施するものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札へ移行する。

２．業務概要

⑴　業務名　平成30年度飛行方式設計システム運用支援業務請負

⑵　業務内容当該システム及び設計に必要なデータに係る保守を実施するものである

⑶　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

３．業務目的

本業務は、当局が設計した飛行方式が国際基準に準じた品質を保証するために飛行方式設計システムに対して行われるものであり、当該システム及び設計に必要なデータに係る保守を実施するものである。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　業務執行体制に関する要件

①　契約から納入までの行程及び工程管理体を明示出来ること。

②　対象官署毎の実施体制（人員構成、作業責任者、品質管理体制）を明示出来ること。

③　ＩＳＯ27001（組織が保有する情報に関わる様々なリスクを適切に管理するＩＳＭＳ【Information Security Management System】の国際規格）を取得していること、またはＩＳＭＳと同等のセキュリティ管理体制が構築されていることを証明すること。

⑶　運用支援に必要となる技術等に関する要件

本業務を実施するために必要な、特定法人が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていることを明示出来ること。

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111（内線48655）ＦＡＸ03―5253―1656

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年２月16日から平成30年３月８日まで

場所：⑴に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年３月９日17：00

場所：⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。